

2 認知症高齢者支援と権利擁護

大阪市における何らかの介護・支援を要する認知症高齢者は、54,736人（「*認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上。平成23（2011）年11月末現在）となっており、4年前の調査と比較すると、10,284人の増加となっており、今後も75歳以上を中心とした高齢者数の増に伴い、さらなる増加が見込まれます。

大阪市においては、認知症高齢者への支援を重点的な課題として位置付け、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるよう施策の充実を図ります。

また、認知症高齢者をはじめとした全ての高齢者が、地域で自分らしく安心して暮らしていくために、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害である高齢者虐待の防止・早期発見の取組みをはじめとする生活の権利擁護の取組みを推進します。

（1）認知症高齢者支援

認知症高齢者への支援を重要課題として位置付け、認知症高齢者や家族等の相談対応や*認知症の状態などに応じた適切で質の高いサービスの提供、市民への認知症等に関する正しい知識や理解の普及啓発、予防や早期発見、診断・治療等の施策の充実を図ります。

重点的な課題と取組みは、

2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進 (1) 認知症高齢者支援 参照

ア 認知症理解の普及促進と認知症高齢者及び介護家族への相談・支援

認知症及びその介護に関する正しい知識・技術の普及に努めるとともに、広く市民への啓発を行います。また、認知症高齢者及びその家族等の相談対応を*地域包括支援センター等において行うとともに、認知症高齢者の身体の安全と心身の安定を確保するための支援や介護家族への支援・サービスを提供します。また*若年認知症の当事者や家族への支援について、平成22（2010）年3月に実施した調査結果を考慮し、関係機関と連携を図り検討を進めます。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

○ 老人精神保健福祉相談（医師による相談）

老人性精神疾患など高齢者の精神保健福祉に関して、精神科医師・精神保健福祉相談員等による相談に応じるとともに、必要により家庭訪問を行います。

○ 地域生活支援ワーカーによる相談支援

*区在宅サービスセンターにおいて、関係機関と連携しながら、認知症高齢者及びその家族等の相談支援や継続的な見守り支援を行います。

○ 地域ケア会議（高齢者）の開催

（※ 1 地域包括ケアの推進 (3)サービスへつなぐ支援

ア地域支援システムの充実 参照)

○ 要援護高齢者緊急一時保護事業

（※ 1 地域包括ケアの推進 (1)在宅生活支援 エ その他の支援 参照)

○ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

親族等からの高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合又は*認知症などにより意思能力が乏しく、かつ、家族など本人を代理する人がいないような場合等のやむを得ない事由により、介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による措置を実施します。

○ 家族介護等支援事業

（※ 1 地域包括ケアの推進 (1)在宅生活支援 エ その他の支援 参照)

○ 認知症対応型通所介護

○ 介護予防認知症対応型通所介護

○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

○ 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

（※ 1 地域包括ケアの推進 (2)地域密着型サービス 参照)

○ 認知症サポーター養成事業

*認知症に関する理解を深め、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成するため、サポーター養成講座の講師役である「認知症キャラバン・メイト」を養成するとともに、養成したキャラバン・メイトの組織化を図ります。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

○ 認知症介護実践者等養成研修

認知症高齢者に対応する施設などの職員の介護技術や資質の向上を図るため、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施します。

○ 弘済院における公開講座の開催等

認知症の専門医療機能及び専門介護機能を一体的に運営している*弘済院では、市立大学医学部との連携を行いながら、認知症をはじめとする高齢者医療に関する市民公開講座やセミナーを開催するなど、認知症に関する種々の情報発信を行います。また、認知症患者家族の会等に対して、専門的支援を行います。

《 実績 》

○ 老人精神保健福祉相談（医師による相談）			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数人員	延309人	延262人	延208人
うち認知症関係	192人	135人	109人
○ 地域生活支援ワーカーによる相談支援			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域生活支援事業 （認知症にかかる支援件数）	延115,408件	延126,167件	延79,363件
○ 地域ケア会議（高齢者）の開催			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催回数	865回	807回	870回
○ 要援護高齢者緊急一時保護事業			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
入所人員	延16人	延23人	延46人
○ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置			
	平成20年度	平成21年度	平成22年
	46人	46人	55人
○ 認知症サポーター養成事業			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
キャラバン・メイト	養成数	240人	170人
認知症サポーター	養成数	14,087人	13,351人
			400人
			21,804人

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

○ 認知症介護実践者等養成研修		平成20年度	平成21年度	平成22年度
認知症介護実践研修				
実践リーダー研修修了者数		21人	20人	20人
実践者研修修了者数		253人	242人	249人
地域密着型サービス認知症介護研修				
認知症対応型サービス事業開設者研修修了者数		23人	20人	20人
認知症対応型サービス事業者管理者研修修了者数		102人	121人	92人
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者数		62人	62人	40人
認知症介護指導者養成研修修了者数		3人	3人	3人
フォローアップ研修修了者数		1人	1人	3人
○ 弘済院における公開講座の開催等		平成20年度	平成21年度	平成22年度
公開講座	開催回数	4回	3回	4回
	参加者数	349人	247人	326人
ジョイントセミナー	参加者数	280人	780人	330人

イ 認知症の予防・早期発見・対応

*認知症の発症に関連が深い生活習慣病等の予防・早期発見のため、健康教育・健康相談事業・健康診査事業を*区保健福祉センターにおいて実施するとともに、軽度の認知症高齢者等に対する地域での*介護予防事業を進めます。

また、認知症高齢者の早期発見・早期対応を図るため、かかりつけ医と*地域包括支援センターの連携を中心として保健・医療・福祉の関係機関が連携する支援体制の構築に努めます。

また、早期の鑑別診断・適切な治療を行えるよう、かかりつけ医、*認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の医療機関相互のネットワーク整備に努めます。

さらに、弘済院附属病院において、「もの忘れ外来」あるいは困難症例への対応、合併症医療への対応など、認知症の専門医療を提供します。

○ 老人精神保健福祉相談（医師による相談）

（※ ア 認知症理解の普及促進と認知症高齢者及び介護家族への相談・支援 参照）

○ 認知症医療支援事業

認知症を早期に発見し、病状の軽い段階から保健・医療・福祉の連携した支援体制の構築を図るため、「認知症サポート医」を養成し、「認知症サポート医フォローアップ研修」「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を行います。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

○ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」

(※ ウ 弘済院における認知症高齢者支援 参照)

○ 認知症高齢者等支援の地域連携を図るための事業

平成 20 年度から実施してきた認知症高齢者支援ネットワーク事業や、段階的に実施してきた認知症地域ケア多職種共同研修事業や認知症高齢者地域ケア推進強化事業により、各区において培った医療、介護・福祉のネットワークを活用し、認知症高齢者のみならず、今後急速に増加が見込まれる高齢者の在宅生活支援を視野に入れながら医療と介護・福祉の連携体制の維持定着・発展を図ります。

そのため、これまで実施してきた 3 事業の成果を踏まえてこれらを再構築し、各区において医療、介護・福祉の関係者が、定例的に相談・連絡・打合せの場を持ち、あわせて研修の企画・実施などを通じて連携体制の維持・継続・発展に努めます。

○ 認知症対策連携強化事業

認知症連携担当者（認知症地域支援推進員）が認知症疾患医療センターや権利擁護の専門家等とネットワークを構築し、具体的な援助を行うとともに、近接する*地域包括支援センターに対する専門的見地から具体的な相談・援助を行います。

《 実績 》

○ 認知症医療支援事業			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
認知症サポート医養成研修	3 人	4 人	11 人
かかりつけ医認知症対応力向上研修	99 人	21 人	123 人
○ 認知症高齢者支援ネットワーク事業（平成24年度から再構築検討中）			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施区数	3 区	5 区	5 区
○ 認知症地域ケア多職種共同研修事業（平成24年度から再構築検討中）			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施区数	—	3 区	5 区

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

ウ 弘済院における認知症高齢者支援

*弘済院では、*認知症の専門医療機能と専門介護機能が一体的運営を行っており、今後も認知症の早期発見、認知症専門医療及び合併症医療の提供を行います。また、医療・介護の一体的施設の特徴を活かし、前頭側頭型認知症等の困難症例への対応を行うとともに、大阪市立大学医学部等との連携も行いながら新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。さらには、総合相談機能・医療相談機能を有し、各区の地域ケア会議と連携して保健・医療・福祉サポートシステムを確立し、地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期発見、早期治療に寄与するとともに、利用者の在宅生活移行のための支援プログラムを作成し、家庭、地域への復帰を促進していきます。

○ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」

「もの忘れ外来」において専門医師が診療にあたり、*認知症の鑑別診断、認知症のタイプの確定診断を行うとともに、治療方針・介護方針の決定を行い、地域の医療機関や介護福祉施設等と連携して治療を行います。また、合併症を有する症例については、他の診療科との連携のもとで治療を行います。

○ 研修・研究・情報発信

公立大学法人大阪市立大学医学部等と連携して認知症発症のメカニズムの解明や進行を抑えるための治療法並びに心身機能の維持や新しい介護モデルの研究等を連携して進めます。

医学・看護・福祉系教育機関などの実習生や臨床研修医・研究医の受け入れを行い、認知症に関する研修実施機関としての役割を果たすとともに、認知症についての正しい知識と理解の啓発に努めます。

《 実績 》

○ 弘済院附属病院「もの忘れ外来」			
初診患者数	平成20年度 586人	平成21年度 635人	平成22年度 675人
○ 研修・情報発信			
認知症関係研修講師派遣（派遣回数）	平成20年度 54回	平成21年度 33回	平成22年度 28回
認知症関係講演等（講演回数）	4回	4回	4回

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

(2) 生活における権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、高齢者虐待についての市民啓発や地域のネットワークによる高齢者虐待の防止・早期発見等の取組みを行うとともに、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）をはじめとした高齢者の生活に関わる権利擁護の取組みを推進します。

〔 重点的な課題と取組みは、
2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進 (2) 権利擁護施策の推進 参照 〕

ア 高齢者虐待の防止・早期発見

「*高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待防止について広く市民啓発に努めるとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、連携して高齢者虐待の防止とその早期対応等を進めます。また、高齢者虐待防止の大きな要素となる家族の介護負担の軽減となる取組みを行います。

○ 高齢者虐待に関する相談・支援

*区保健福祉センターと*地域包括支援センターを相談・通報窓口として、適切な対応を図り、状況に応じて区保健福祉センターで必要な福祉措置などを行います。

○ 高齢者虐待防止連絡会議

市及び各区において関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。

○ 高齢者虐待に伴う緊急一時保護

養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に分離が必要な場合、特別養護老人ホーム等に一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神的な安定を確保します。

《 実績 》

○ 高齢者に関する相談・支援		平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談・通報対応件数		491件	461件	534件
うち虐待と判断した件数		355件	340件	376件
○ 高齢者虐待防止連絡会議		平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催回数	大阪市	2回	2回	2回
	区	40回	41回	45回

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

○ 高齢者虐待に伴う緊急一時保護

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	9件	9件	34件

イ 判断能力が不十分な人への権利擁護・生活支援

認知症高齢者を始めとした判断能力が不十分な高齢者等に対するあんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）や、*成年後見制度を円滑に実施するための取り組みを行います。

○ あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が不十分な人や金銭管理に不安のある高齢者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行います。

○ 権利擁護相談事業

*地域包括支援センター及びブランチにおいて権利擁護相談を行い必要に応じて関係機関につなぎます。

○ 成年後見支援センター事業

関係機関との連携により、成年後見制度の啓発、利用支援に努めるとともに、市民後見人の養成や活動支援を行います。

《 実績 》

○ <u>あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）</u>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	143,594件	170,680件	167,078件
年度末契約者数	1,716件	1,926件	2,035件
○ <u>成年後見制度に係る市長審判請求</u>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市長申立件数	124件	144件	140件
	うち高齢者96件	うち高齢者119件	うち高齢者122件
後見人等報酬助成件数	21件	28件	27件
	うち高齢者19件	うち高齢者20件	うち高齢者20件
○ <u>成年後見支援センター事業</u>			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	1,998件	1,844件	2,006件
市民後見人バンク登録者	84人	118人	141人
成年後見人等受任件数	22件	34件	50件

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。